

川崎南法人会だより

KAWASAKI

No.248

2012 7

第45回通常総会開催……………	2
会員増強に伴う感謝状の贈呈……………	3
平成23年度事業報告書……………	4
正味財産増減計画書……………	5
税務所だより……………	7
税のQ & A……………	8
神奈川県からのお知らせ……………	9
長引く咳の話……………	10
平成24年度 自衛官等募集のお知らせ……………	11
消防署からのお知らせ……………	12
神奈川県からのお知らせ……………	13
活動報告……………	14
行事予定……………	15

表紙デザイン:川崎総合科学高等学校 デザイン科 照井 沙織
写真:ラ チッタデッラ

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前町8-15(パールビル3F)
<http://www.km-hojinkai.or.jp>
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023

第45回通常総会開催

上程議案すべて承認可決



橋本淳子 会長

5月22日（火）川崎日航ホテルにおいて、第45回通常総会が開催されました。梶川副会長の開会の言葉に続き、橋本会長の挨拶は、「本総会は公益社団法人化に向けての移行申請の承認と定款の変更並びに諸規程についてご審議をいただきたい旨の件と、法人会は、健全な納税団体として、企業経営と社会の健全な発展に貢献する幅広い活動を積み重ねてまいりました。中でも、税制改正に関しましては、厳しさを増す経済状況の中、法人税率の引き下げ等を政府に訴えてきたこと、新公益法人制度に関しては、従来以上に公益性と透明性を高める努力を続け、魅力ある組織としてさ

らに発展していくことが必要であります」と述べられた。

第一部総会では、定款により議長に橋本会長が選任され後、議事録署名人を選出して上程された1号議案から6号議案の審議に入った。

第1号議案 平成23年度事業報告承認の件

第2号議案 平成23年度収支決算報告並びに会計監査報告承認の件

第3号議案 平成24年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成24年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 公益認定申請手続き承認の件

第6号議案 公益認定に伴う新定款（案）並びに諸規程（案）承認の件

議案は全て原案通り可決承認され審議は終了しました。

続いて、会員増強規程に基づく感謝状の贈呈がおこなわれた。

贈呈式終了後、引き続きご来賓の方々が紹介され、川崎南税務署長 矢場誠一様、神奈川県川崎市税務事務所長 金沢晴男様、友誼団体を代表して東京税理士会川崎南支部長 池上英嗣様よりお祝辞を頂戴いたしました。



梶川副会長より開会の挨拶

川崎南税務署
矢場 署長川崎県税事務所
金沢 所長東京地方税理士会
池上 支部長川崎市役所
高橋 事務所長

講演会講師 萩谷 順氏

第二部講演会は講師に法政大学教授の萩原順氏を迎えて「どうなる日本！ゆれる政局・経済の動きを読む」と題して講演を行いました。

第三部懇親会では、川崎市税事務所長 高橋賢介様よりお祝辞をいただき、川崎南税務署副署長 濱田桂一様の乾杯のご発声により懇親会を開催しました。

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部

(順不同)

株式会社川崎保険センター	小林 剛一 様	広邦企業株式会社	福地耕一郎 様
株式会社協栄化学	吉松 郁子 様	株式会社石川商事	石川 弘行 様
有限会社博文堂	竹本 一子 様	サツマ工業株式会社	梶川 修司 様
株式会社一心屋	島崎ハル子 様	株式会社古山工務店	古山 リヲ 様
株式会社阿部石材店	阿部 勝 様	小山塗料株式会社	小山 宏明 様
島田電設工業株式会社	島田 典子 様	株式会社後藤ライト工業所	後藤 敏幸 様
菊三建設株式会社	中村 光一 様	吾妻樹脂工業株式会社	橋本 淳子 様
株式会社大石鋼業	大石 洋 様	有限会社ウイト	野本 忠 様
杉山産業株式会社	杉山 新 様	小向工業株式会社	内田 英子 様

団体の部

東第3支部支部長	梶川 修司 様
中央第1支部支部長	村田 光良 様
幸第3支部支部長	井口 年英 様
幸第4支部支部長	藤田 幸男 様
女性部会部会長	吉松 郁子 様

受託保険会社感謝状

AIU保険会社	神奈川営業本部 様
アクセル代表	高橋 俊幸 様
大同生命保険株式会社	川崎南営業所 様

大型保障制度新規企業加入者紹介者

正栄工業株式会社	井口 年英 様
三五紙業株式会社	山下 秀男 様
サンコート株式会社	渡部 光一 様
小向工業株式会社	内田 英子 様
三和矢崎サービス株式会社	轟 淳次 様

県連会員増強表彰に伴う受賞者

AIU保険会社	アクセル 代表	高橋俊幸 様
AIU保険会社	株式会社川崎保険センター	様

5月24日(木)横浜ベイシェラトンホテルにおいて、社団法人神奈川県法人会連合会の法人会功労者表彰式が開催された。

全法連功労者受賞者(単位会関係)



大川原建設㈱
大川原 久 様



旭台運輸㈱
南郷 昭 様



松菱電器㈱
北澤 光 様



㈱渡辺土木
渡辺多美子 様



(有)新岩城菓子舗
徳植久代 様

県法連会長功労者受賞者(単位会関係)

第1号議案 平成23年度事業報告承認の件

平成23年度事業報告書

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

1. 概況報告

東日本大震災により経済活動は深刻な打撃を受け、平成23年度は厳しい状況のなか、スタート致しました。特に税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、e-taxの利用促進をはじめ、組織基盤の整備充実、会員企業の経営に役立つ研修事業の開催、目に見える社会貢献の実施等積極的に取り組んでまいりました。

2. 組織関係

- (1)本部・支部部会役員が一丸となり、本年度重点事項の法人会活動基盤である会員増強運動を推進した結果、平成24年3月末会員数3,083社と前期比113社の減少となり加入率は31.8%となった。(新規73社退会186社)
- (2)会員や地域に密着した組織である支部での研修会が活発に開催され、地域会員との意思疎通が図られた。

3. 事業関係

- (1)講習会・説明会
初級簿記講習会は年2回連続10日間実施、また実務経理セミナーは年1回連続10日間実施。新設法人説明会は年6回、決算法人説明会は年12回実施しました。その他毎年1月には法人税確定申告書の書き方研修会を実施、これらは川崎南税務署法人課税部門担当官及び東京地方税理士会川崎南支部所属税理士のご指導ご協力のもと実施しました。
- (2)研修会
①源泉部会では、主に源泉所得税に関する適正な取り扱いを研修のテーマに取り上げ、年間10回の研修、また社会保険労務士による社会保険・労働保険の実務等開催し、活発な研修会を行った。
②研修会セミナー（スキルアップ研修）
会員のニーズに応じた研修会を図る目的で、各企業の従業員及び非会員を対象に研修、内容では、「営業の基本」、「クレーム電話の応対」、「実践的リーダーシップ発揮法」等年間3回実施した。

4. 税制関係

- (1)税を考える週間行事
毎年11月11日から17日までの期間、税に対する理解を一層深めてもらうための広報・広聴期間で、本年は週間行事として、「横田滋・早紀江ご夫妻」による講演会を開催した。その際、参加者には税のパンフレット等を配布して税知識の普及と納税道義の高揚を図ることに努めた。
- (2)租税教室の実施
本年は、小学生を対象に、税金は毎日の生活の中でどのように役立っているかをテーマに川崎南税務

署の広報・広聴担当官、当会役員等が講師になり、租税教育用のビデオ鑑賞及び税金クイズ等開催した。
(3)川崎市民祭り及び幸区民祭り租税教育活動

川崎市民祭り実行委員会主催及び川崎市幸区役所主催イベントに参加し、当会女性部会役員等が一般来場者(小学生とその親)を対象にパソコンによる税金クイズを実施、税のチラシ等を配布し、税の大切さと正しい税知識の普及推進を図った。

5. 社会貢献活動

- (1)米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
川崎区・幸区内の地域住民及び全法人の従業員を対象に、交流による地域発展・活性化を目的として本年も9月に開催した。今年で9回目、入場者数1,569名。
- (2)東日本大震災義援金募金活動及び義援金寄附。
- (3)東日本大震災「法人会ワンコイン募金」を実施し、宮城県内法人会に寄附。
- (4)かながわ県水源の森植樹及び下草刈り
神奈川県が森林を保全し、水資源を確保する目的で実施している水資源確保のための植林事業で神奈川県法人会連合会が実施している「ヤビツ水源県民交流の森づくり」に県下法人会会員とともに参加、広葉樹の苗木や下草刈りを行った。当会では16名が参加した。

6. 税制に関する活動

本会では、会員から税制問題等についてのアンケートを収集し、税制改正要望事項を取りまとめ、神奈川県法人会連合会に上申し、さらに、神奈川県法人会連合会から公益財団法人全国法人会総連合に上申。
公益財団法人全国法人会総連合では、全国からの要望意見を取りまとめ、「税制改正に関する提言」を決議し、平成23年10月6日に開催した法人会全国大会（神奈川大会）において、税制改正に関する提言の主旨等説明を行った。
公益財団法人全国法人会総連合は、政府並びに政党などに対して積極的な要望活動を実施し、また、都道府県の連合会では、都道府県知事並びに都道府県議会長にたいして要望活動を実施した。

さらに、全国の単位会法人会では、それぞれ地元選出の国会議員、地方公共団体の市長、議会議長に対して要望活動を実施した。

7. 支部・部会活動について

地域企業の健全な発展を目的として税務研修会の開催、健康セミナー、支部施設見学会の開催、支部・部会企業交流会等各種事業が活発に行われ、会員交流がはかられた。延べ人数で1,029名の方々に参加をいただきました。

第2号議案 平成23年度決算承認の件

正味財産増減計算書

平成23年4月1日～平成24年3月31日

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I. 一般正味財産増減の部				前年度は、平成16年 公益会計基準による 以下旧基準科目]
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	(19,500)	(10,500)	(9,000)	
基本財産受取利息	19,500	10,500	9,000	基本財産利息収入
② 特定資産運用益	(57,617)	(0)	(57,617)	
特定資産受取利息	57,617	0	57,617	受取利息
③ 受取会費	(30,890,000)	(31,824,600)	(△934,600)	
正会員受取会費	30,890,000	31,824,600	△934,600	一般会費収入
賛助会員受取会費	0	0	0	
④ 事業収益	(5,220,457)	(4,277,091)	(943,366)	
研修事業収益	582,000	1,216,000	△634,000	研修会会費収入
成人病検診事業収益	448,000	419,770	28,230	成人病検診手数料収入
共済保険代理事業収益	1,665,857	2,027,321	△361,464	共済事業収入
その他事業収益	2,524,600	614,000	1,910,600	支部事業収入等
⑤ 受取補助金等	(14,618,426)	(15,399,900)	(△781,474)	
受取県法連補助金	1,749,326	966,200	783,126	県連補助金収入
受取全法連助成金振替額	12,869,100	14,433,700	△1,564,600	全法連補助金収入
⑥ 受取負担金	(45,000)	(2,796,320)	(△2,751,320)	
受取負担金	0	0	0	
青年部会負担金	45,000	870,000	△825,000	青年部会会費収入
女性部会負担金	0	809,000	△809,000	女性部会会費収入
源泉部会負担金	0	141,000	△141,000	源泉部会会費収入
總會等負担金	0	976,320	△976,320	特別会費収入
⑦ 雑収益	(1,266,998)	(2,105,957)	(△838,959)	
受取利息	2,468	120,220	△117,752	
広告料収益	528,330	415,560	112,770	広告収入
雑収益	736,200	1,570,177	△833,977	雑収入
【経常収益計】	52,117,998	56,414,368	△4,296,370	
(2) 経常費用				
① 事業費	(45,310,697)	(37,478,167)	(7,832,530)	
給料手当	14,687,941	7,796,448	6,891,493	
退職給付費用・共済掛金	289,203	0	289,203	
福利厚生費	2,664,724	0	2,664,724	
旅費交通費	1,115,235	0	1,115,235	
通信運搬費	1,219,318	0	1,219,318	
減価償却費	189,406	0	189,406	
消耗什器備品費	91,128	0	91,128	
消耗品費	2,103,115	0	2,103,115	
修繕費	94,926	0	94,926	
印刷製本費	2,956,102	0	2,956,102	
光熱水料費	244,577	0	244,577	
賃借料	1,542,723	0	1,542,723	
事務所管理費	374,304	0	374,304	
リース料	418,474	0	418,474	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
事務所管理費	63,696	462,000	△398,304	
リース料	67,559	578,888	△511,329	
会場費	355,060	0	355,060	
保険料	686	4,654	△3,968	
諸謝金	264,760	0	264,760	
租税公課	723,300	980,800	△257,500	
会議費	1,730,686	0	1,730,686	
委託費	177,190	0	177,190	
支払負担金	250,132	0	250,132	
支払寄付金	1,000	0	1,000	
渉外慶弔費	434,507	0	434,507	
諸会費	339,200	0	339,200	
広告宣伝費	7,243	0	7,243	
新聞図書費	8,025	78,565	△70,540	
表彰費	0	0	0	
支払手数料	230,069	769,615	△539,546	
雑費	16,230	89,117	△72,887	
【経常費用計】	54,022,784	58,506,729	△4,483,945	
【経常増減等調整前当期経常増減計】	△1,904,786	△2,092,361	187,575	
【評価損益等計】				
【当期経常増減計】	△1,904,786	△2,092,361	187,575	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
退職給付引当金取崩額	0	0	0	
【経常外収益計】	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	0	0	0	
【経常外費用計】	0	0	0	
【当期経常外増減計】	0	0	0	
【当期一般正味財産増減額】	△1,904,786	△2,092,361	187,575	
【一般正味財産期首残高】	88,451,808	90,544,169	△2,092,361	
【一般正味財産期末残高】	86,547,022	88,451,808	△1,904,786	
II. 指定正味財産増減の部				
(1) 受取補助金等	(12,869,100)	(0)	(12,869,100)	
受取全法連助成金	12,869,100	0	12,869,100	
(2) 一般正味財産への振替額	(△12,869,100)	(0)	(△12,869,100)	
一般正味財産への振替額	△12,869,100	0	△12,869,100	
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0	
【指定正味財産期首残高】	0	0	0	
【指定正味財産期末残高】	0	0	0	
III. 正味財産期末残高	86,547,022	88,451,808	△1,904,786	

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
会場費	1,244,720	0	1,244,720	
保険料	4,030	0	4,030	
諸謝金	2,644,499	0	2,644,499	
租税公課	0	0	0	
会議費	5,222,056	0	5,222,056	
委託費	5,349,074	0	5,349,074	
支払負担金	1,235,558	271,100	964,458	
支払寄付金	0	0	0	
渉外慶弔費	0	91,250	△91,250	
諸会費	0	0	0	
広告宣伝費	44,757	0	44,757	
新聞図書費	49,715	0	49,715	
表彰費	0	293,000	△293,000	
支払手数料	1,421,809	0	1,421,809	
雑費	103,303	0	103,303	
研修会費	0	4,030,853	△4,030,853	旧会計基準
社会貢献活動費	0	1,826,458	△1,826,458	旧会計基準
広報費	0	810,100	△810,100	旧会計基準
会報発行費	0	4,593,511	△4,593,511	旧会計基準
会報配布費	0	456,300	△456,300	旧会計基準
会員増強推進費	0	759,670	△759,670	旧会計基準
賀詞交歓会費	0	1,235,980	△1,235,980	旧会計基準
支部活動費	0	4,857,194	△4,857,194	旧会計基準
青年部会活動費	0	2,895,230	△2,895,230	旧会計基準
女性部会活動費	0	1,737,899	△1,737,899	旧会計基準
源泉部会活動費	0	1,076,574	△1,076,574	旧会計基準
県連会費	0	288,000	△288,000	旧会計基準
調査研究費	0	715,635	△715,635	旧会計基準
渉外費	0	297,542	△297,542	旧会計基準
総会費	0	2,177,817	△2,177,817	旧会計基準
役員会費	0	464,118	△464,118	旧会計基準
委員会費	0	731,308	△731,308	旧会計基準
その他会議費	0	72,180	△72,180	旧会計基準
②管理費	(8,712,087)	(21,028,562)	(△12,316,475)	
給料手当	2,376,726	9,146,944	△6,770,218	
退職給付費用・共済掛金	46,797	0	46,797	
福利厚生費	431,192	3,496,322	△3,065,130	
旅費交通費	171,382	899,010	△727,628	
通信運搬費	424,689	694,195	△269,506	
減価償却費	30,630	558,177	△527,547	
消耗什器備品費	14,711	0	14,711	
消耗品費	94,140	598,042	△503,902	
修繕費	15,324	169,890	△154,566	
印刷製本費	135,140	461,400	△326,260	
光熱水料費	39,486	264,943	△225,457	
賃借料	262,527	1,776,000	△1,513,473	

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,763,792	10,557,206	△1,793,414
未収会費	18,000	0	18,000
前払金	181,000	0	181,000
【流動資産合計】	8,962,792	10,557,206	△1,594,414
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000,000	10,000,000	0
【基本財産合計】	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	6,022,432	6,022,432	0
会館建設引当資産	65,000,000	65,000,000	0
【特定資産合計】	71,022,432	71,022,432	0
(3) その他固定資産			
建物付属設備	10	7,593	△7,583
什器備品	302,456	458,545	△156,089
ソフトウェア	0	56,364	△56,364
電話加入権	200,300	200,300	0
出資金	4,000	3,000	1,000
保証金	2,400,000	2,400,000	0
【その他固定資産合計】	2,906,766	3,125,802	△219,036
【固定資産合計】	83,929,198	84,148,234	△219,036
【資産合計】	92,891,990	94,705,440	△1,813,450
II. 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	73,000	0	73,000
預り金	249,536	231,200	18,336
【流動負債合計】	322,536	231,200	91,336
2. 固定負債			
退職給付引当金	6,022,432	6,022,432	0
【固定負債合計】	6,022,432	6,022,432	0
【負債合計】	6,344,968	6,253,632	91,336
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
【指定正味財産合計】	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち、基本財産への充当額)	86,547,022	88,451,808	△1,904,786
(うち、特定資産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
【正味財産合計】	86,547,022	88,451,808	△1,904,786
【負債・正味財産合計】	92,891,990	94,705,440	△1,813,450

費 目	本年度予算	前年度予算	増減	備考
光熱水料費	22,960			電気、ガス、水道代
賃借料	148,353			家賃、事務機器リース料
事務所管理費	26,123			共益費
会場費	257,000			会場費等
保険料	298			損害保険料
謝礼金	2,000			セミナー講師料
会議費	5,263,300			会議飲食代
委託費	1,747,900			会報封入配送費
支払負担金	331,117			県連主催会議等参加費
広告宣伝費	4,282			看板代
新聞図書費	4,100			新聞、書籍代
支払手数料	82,345			振込手数料、決算手数料
雑費	6,558			ごみ処理代、登記簿謄本代
3. 管理費	6,964,559	-	13.43%	
給料手当	2,259,025			職員給与と手当区分額
退職給付費用	44,518			退職共済償金
福利料	407,420			社会保険料等
旅費交通費	153,946			通勤交通費、出張旅費等
通信運搬費	410,546			切手、葉書、運送料等
減価償却費	11,231			什器備品等減価償却費
消耗什物備品費	26,400			パソコン購入費
消耗品費	66,800			事務用品、コピーチャージ等
修繕費	21,120			
印刷製本費	299,246			機関誌印刷費等
光熱水料費	36,960			電気、ガス、水道代
賃借料	327,765			家賃、事務機器リース料
事務所管理費	63,696			共益費
会場費	200,000			会場費等
保険料	728			損害保険料
謝礼金	300,000			セミナー講師料
会議費	1,091,950			会議飲食代
委託費	30,000			会報封入配送費
支払負担金	456,626			県連主催会議等参加費
渉外旅費	250,000			渉外旅費等関係費用
謝礼金	350,000			県連会費等
広告宣伝費	6,890			看板代
新聞図書費	6,600			新聞、書籍代
支払手数料	132,483			振込手数料、決算手数料
雑費	10,599			ごみ処理代、登記簿謄本代
經常費用計	51,869,093	50,404,536	△ 2,171,443	
評価損益等調整前当期經常増減	115,907			
－ 本財産評価損益等	-			
－ 特定資産評価損益等	-			
－ 投資有価証券評価損益等	-			
－ 評価損益等計	-	-		
当期經常増減額	115,907	-		
Ⅱ 經常外増減の部				
(Ⅰ) 經常外収益				
經常外収益計	-	-		
(Ⅱ) 經常外費用				
法人税及び住民税	70,000			
經常外費用計	70,000	-		
当期經常外増減額	△ 70,000	-		
他会計移入				
当期一般正味財産増減額	45,907	174,678	△ 128,672	
一般正味財産期首残高	86,547,022	88,451,808	△ 1,904,786	
一般正味財産期末残高	86,592,929	88,626,687	△ 2,033,758	
Ⅱ 指定正味財産の部				
受取補助金等	13,163,000	12,769,100	393,900	
一般正味財産への振替額	△ 13,163,000	△ 12,769,100	△ 393,900	
一般正味財産への振替額	△ 13,163,000	△ 12,769,100	△ 393,900	
当期指定正味財産増減額	-	-	-	
指定正味財産期首残高	-	-	-	
指定正味財産期末残高	-	-	-	
Ⅲ 正味財産期末残高	86,592,929	88,626,687	△ 2,033,758	





税務署だより

法人税・消費税の申告は e-Tax で！

「代理送信」をご利用ください。

現在、国税庁では、納税者の皆様の利便性向上のため、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」の普及拡大に努めているところです。

e-Tax は、これまで税務署や金融機関に出向いて手続きを行っていた申告、納税、申請及び届出等を、オフィスなどからインターネットによって行うことができるシステムです。

まだご利用いただいていない方の中には、e-Tax を利用して申告することについて「手続きが面倒」「パソコンが苦手」などとお考えの方もいらっしゃると思いますが、顧問税理士に申告書の作成を依頼されている方については会社に代わって顧問税理士が e-Tax で申告する方法（代理送信）があります。

代理送信の場合には、①納税者本人の住基カードなどの電子証明書を取得する必要がないこと、②従来と同様に申告書作成に係る会社の手間がかからないなど、利用していただきやすい方法となっています。

是非とも、e-Tax の利用可能な手続きについては、顧問税理士に代理送信を依頼していただきますようお願いいたします。



平成 24 年 1 月より e-Tax ソフト（WEB 版）が 利用可能となりました！

1 e-Tax ソフト（WEB 版）について

これまで、e-Tax を利用するには、e-Tax ソフトのダウンロードやパソコンへのインストールが必要でしたが、e-Tax（WEB 版）では、WEB 上での入力により、e-Tax での申請や帳票表示が可能となりました。

2 利用可能手続き

- ・ 所得税徴収高計算書
- ・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書（及び同合計表）
- ・ 納税証明書の交付請求
- ・ 納付情報登録依頼

3 利用可能時間

e-Tax（WEB 版）の利用可能時間は、e-Tax の利用可能時間に限られます。

詳しくは、e-Tax ホームページでご確認ください。（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）



役員への利益供与…

給与課税

税理士・CFP® 越 智 浩

Q. 役員だけの慰安旅行費用

「当期の決算はかなり大変だった。みんな苦勞したのだから、近々、役員だけで慰勞を兼ねて旅行にでも行こうじゃないか？会社負担で…、…福利厚生費だろう。」と甲株式会社のA社長が取締役会の終了間際に発言した。

「社長、役員だけの慰安旅行費は福利厚生費になるのですかね。」と懐疑的なB専務。

「福利厚生費でダメなら、役員間の親睦と意思疎通を図るための交際費なら良いじゃないか。」とA社長は言ったものの、果たして、A社長の言う通りの会計処理は、税法上認められるのだろうか。

A. 役員に対する経済的利益…役員給与

つい先日、会長が会社のカネ百数十億円をカジノにつぎ込んだ、という話がニュースで報道されたばかりだが、多かれ少なかれ、法人とその役員をめぐるカネの話・利益供与等は尽きることがない。何をしても役員が自腹を切るのならば問題はないのだが、特にオーナー経営者のように竈の灰までオレのものという意識が強すぎて、何でもかんでも法人の財産から支出することに問題があるのだ。

そもそも法人、その一つである株式会社制度について考えてみると、経済的にはそれぞれの会社ごとに目的・使命があってしかるべきだが、法的には、株式会社のような営利企業とは株主・出資者に利益配当をするというのが使命である。会社の財産と株主等個人の財産は別になったのである。その株主等から経営を委任されているのが取締役である。つまり、取締役は会社の財産を充実させて株主等に配当することが期待されているわけである。そういう意味で、会社の財産に損害を与えることはもってのほかである。損害を与えた場合には、取締役はその損害を賠償すべき義務を負っている。株式会社＝営利企業の使命及びその取締役という立場を考慮しないで行動すると、会社にも自分にも大変な損失を被ることになる。以下、甲社長の見解を具体的に検討してみると…

法人の役員と従業員とは、職制上の地位も役割も明確に区別されている。福利厚生費とは、『専ら従業員の慰安のために行われる～旅行等のために通常要する費用～』（措法61の4③）と定義されている。役員だけの慰安旅行費用は、この『専ら～』の要件に該当しないのは明らかである。つまり、福利厚生費とはならない。

次に交際費かどうかであるが、措通61の4(1)－1及び22において、交際費等とは事業関係者に対する業務関連性のある接待等の支出という定義がされている。役員もちろん事業関係者であるので、支出の相手方という要件は当てはまる。しかし、役員だけの慰安旅行、しかもその目的が親睦及び意思疎通を図るという行為自体に業務関連性があるかということ、ないと言わざるを得ない。業務関連性があるためには、役員だけでなく従業員も含めての慰安旅行か、あるいは、(役員だけの)業務出張旅費ということになる。つまり、交際費等にもならない。

以上のように、役員だけの旅行費用で業務関連性のない法人の支出（多額になりがちである。）は、福利厚生費でも交際費等でもなく、役員に対して直接、経済的利益を供与したとして役員給与となる。法人税の所得計算においては全額損金不算入となり、役員個人に対しては、源泉所得税が課税されることになる。この設例のように、自分に対するご褒美的な・素朴な発想による行為といえども、個人財産とは別の法人固有の財産からの支出であり、法人財産の充実に努めるべき取締役の義務に反しているのではないかという認識が重要である。

ところで、平成25年分からの給与について年1,500万超においては、給与所得控除の上限245万が設定されることになった。さらに、役員給与等については、先送りされたとはいえ、年2,000万超から245万の給与所得控除が次第に減額され、年4,000万超に至っては125万を上限とする改正案が検討された。会社を設立して役員として給与をとる、というような節税手法としての給与所得の優位性は揺らぎつつある。

● 神奈川県からのお知らせ ●

県の総合計画「かながわグランドデザイン」を策定しました!』

神奈川県では、昨年の東日本大震災等の教訓を生かした防災対策の強化やエネルギー政策の見直しなどの喫緊の課題に加え、確実に到来する超高齢社会への備えなどの課題にも的確に対応していくため、県民の皆さんから幅広くご意見を伺いながら、この3月に、県の総合計画「かながわグランドデザイン」を新たに策定しました。

基本構想

1. 目標年次 2025（平成37）年
2. 基本目標
 - 基本理念 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する。
 - 神奈川の将来像
 - ・行ってみたい、住んでみたい、人を引きつける魅力あふれる神奈川
 - ・いのちが輝き、誰もが元気で長生きできる神奈川
 - ・県民総力戦で創る神奈川

実施計画プロジェクト編

基本理念や神奈川の将来像の達成に向けて、平成24年度～平成26年度の3年間に県が取り組む政策項目

- 柱Ⅰ 神奈川からのエネルギー政策の転換
- 柱Ⅱ 災害に強く安全で安心してくらせるまちづくり
- 柱Ⅲ いのちが輝き誰もが自分らしくくらせる社会づくり
- 柱Ⅳ 次世代を担う心豊かな人づくり
- 柱Ⅴ 人を引きつける魅力ある地域づくり
- 柱Ⅵ 神奈川のポテンシャルを生かした活力創出

※詳しくは県のホームページ又は総合政策課（045-210-3061）へお問い合わせください。

● 県税のあらまし（不動産取得税） ●

- 対象者 土地や家屋を取得した者
- 税 率

・住宅用家屋及び土地	取得価格（固定資産評価額）の3%
・住宅以外の家屋	同 4%

なお、平成27年3月31日までに取得した宅地は、特例措置により土地の価格が1/2になります。
- 各種軽減措置
 - ・新築の特例適用住宅（一定の床面積に該当するもの）～評価額から1,200万円を控除
 - ・新築の特例適用住宅の敷地～税額のうち次のいずれか多い額を減額
 - ①45,000円 ②土地1㎡当たりの単価×住宅の床面積の2倍（200㎡を限度）×3%
 - ・産業集積促進のための軽減措置～税率の1/2を軽減

産業集積促進方策2010の認定を受けた事業者が本社又は研究所等とその敷地を、平成27年までに取得した場合。

※不動産取得税に関するお問い合わせ先
川崎県税事務所 直税第二課 044-233-7351(代)

長引く咳の話

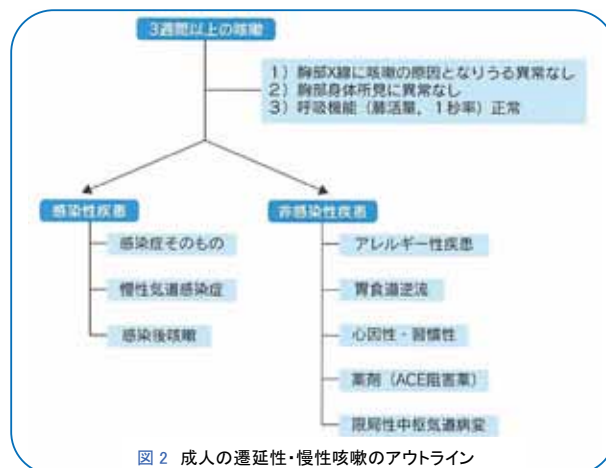
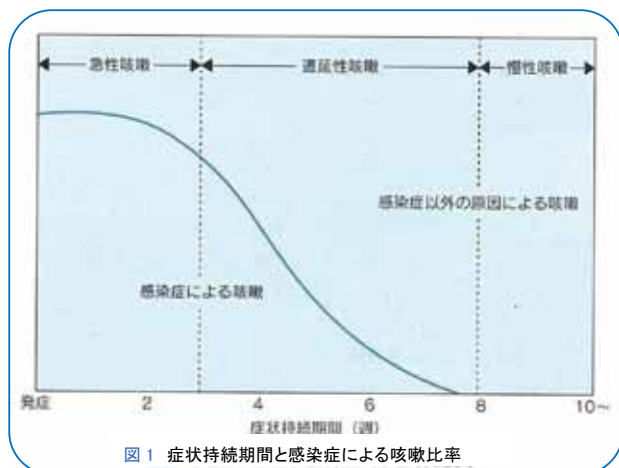
川崎幸クリニック
呼吸器内科
後藤 直人



咳は、「熱が出た」「お腹が痛い」などの症状とともに、患者さんが医療機関を受診するきっかけとなる最も高い症状の一つです。咳の原因は、自然軽快する風邪や肺癌や結核などの重篤な呼吸器疾患、さらには呼吸器以外の心疾患に伴うものまで、その原因は多岐にわたります。

咳を主症状とした患者さんが受診した際、聴診や胸部レントゲンで異常が見つかる場合は、咳の原因疾患の診断は比較的スムーズにいくことが多いのですが、これらに異常がなく、経過が長くなる患者さんが昨今増加しております。

呼吸器学会では、咳の持続期間で咳を分類しています。(図1) 3週間以内の咳を『急性咳嗽(カインウ)』とし、それ以降の長引く咳嗽を3～8週間以内の『遷延性咳嗽』、8週間以上の『慢性咳嗽』と定義しています。なお、胸部レントゲンや聴診などに異常がないことが『遷延性咳嗽』と『慢性咳嗽』の条件として含まれます。(図2)



【参考文献】咳嗽に関するガイドライン（日本呼吸器学会）

咳の経過期間が短い場合は、ウイルス感染である風邪などの感染症の頻度が高く、咳が長引くほど、その原因疾患として感染症の頻度は低下します。経過期間の長い咳の原因としては、咳喘息、アトピー咳嗽、副鼻腔気管支症候群、感染後咳嗽の頻度が高いことが知られております。

外来診療でよく診断される咳喘息とアトピー咳嗽は、ともにアレルギー性疾患に分類されます。また、通常の細菌やウイルスと異なり、咳が遷延しやすい病原体で、昨今、耳目を集める疾患としてマイコプラズマや百日咳があります。これらは、急性期の咳症状から徐々に咳嗽が残り遷延する経過をとることが多く、最近特にその流行が指摘されており、実際に日々の診療でも多く見受けられます。

このように咳の原因は多岐にわたり、特に2～3週間以上長引く場合は風邪などの比較的軽い疾患以外の慢性疾患や重篤な疾患が隠れていることもあります。咳が長く続く場合は、医療機関を受診されることをおすすめします。



	月	火	水	木	金	土
午前	-----	-----	-----	松崎	濱野	-----
午後	後藤	堀地	後藤	後藤	-----	-----
夕診	堀地	-----	-----	-----	-----	-----



川崎市幸区南幸町 1-27-1
044-511-2112(予約)

平成24年度 自衛官等募集案内のお知らせ

わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つため侵略に対しわが国を防衛します。

国の防衛

災害派遣等

新たな脅威や大規模な自然災害、特殊災害などの多様な事態に実効的に対応します。

国際協力

国際平和協力業務や、国際緊急援助活動など、国際社会が協力して行う国際平和協力活動に主体的、積極的に行います。



●陸上自衛隊の職種

駐屯地は全国に約160ヶ所、人員は約15万人。自衛隊内最大規模の中に、スペシャリストとして自分を活かす様々な道が用意してあります。

●海上自衛隊の職種

海に空に幅広く活動する海上自衛隊は艦艇・航空及び陸上勤務があり、魅力ある約50種に及ぶ多彩な職種が待っています。

●航空自衛隊の職種

日本の防空のため、戦闘機部隊、警戒管制部隊、高射部隊等の勤務等があり、約30種の多彩な職種で自分の可能性を存分に引き出します。

【下記の応募種目の採用業務を行っています！】

※応募資料等希望する項目に○を付けて下さい。

資料請求FAXシート

印	募集種目	応募資格	受付期間
	自衛官候補生(男・女)	18歳以上27歳未満	年間を通じて行っております。
	一般曹候補生(男・女)	18歳以上27歳未満	8月上旬～9月上旬
	幹部候補生(男・女)	20歳以上26歳未満 (22歳未満の者は大卒見込)	2月上旬～5月上旬
	航空学生(男・女)	高卒(見込)～21歳未満の者	8月上旬～9月上旬
	看護学生(男・女)	高卒(見込)～24歳未満の者	9月上旬～9月下旬
	防衛医科大学校学生(男・女)	高卒(見込)～21歳未満の者	9月上旬～9月下旬
	防衛大学校学生(男・女)	高卒(見込)～21歳未満の者	9月上旬～9月下旬
	高等工科学校生(男子)	中卒(見込)～17歳未満の者	11月上旬～1月上旬
	予備自衛官補(男・女)	一般:18歳以上34歳未満 技術:18歳以上55歳未満	①1月上旬～4月上旬 ②7月中旬～10月上旬

※ご希望の項目に○を付けて下さい。 1、資料請求 2、受験希望 3、説明が聞きたい

※以下の必要事項をご記入の上、FAX若しくは出張所までご連絡を下さい！

項目	ご記入欄	使用目的
ふりがな		自衛官募集・自衛隊に関する資料送付及び次項以下に掲げる使用目的のために使用します。この欄の項目は必ずご記入下さい。17歳未満の方は、保護者の方の了解を得て募集を行うこととしております。必ず保護者氏名をご記入ください。なお、個人情報保護の観点からも保護者の方の同意を得た上でご記入下さい。
氏名		
保護者名		
現住所	〒 県 市 区	自衛隊地方協力本部の広報官から自衛官募集・自衛隊に関する案内を行うために使用します。
電話番号	電話： 携帯：	
生年月日	昭和 平成 年 月 日 歳 男・女	

雇用は是非 退職自衛官を！ 責任感でつくします。

危険を顧みず、国を支え続けた働き盛りの隊員が皆様の会社のお役に立ちます。

定年退職時の年齢	54～56歳
任期満了退職時の年齢	概ね20～26歳

※他の公務員とは異なり早期退職制度をとっています。

お問い合わせ先
自衛隊神奈川地方協力本部
神奈川地域援護センター
電話045-662-9497

★資料のご請求はFAX 若しくは
右記までお問い合わせ下さい★



防衛省 自衛隊川崎出張所
〒210-0004

川崎市川崎区宮本町7-1 三陽会館ビル3階
電話044-244-5449 FAX044-244-5441

ガソリンスタンドにおけるガソリン販売について

1 ガソリンの容器

ガソリンの容器は、消防法に基づく落下試験、気密試験、内圧試験等の試験基準に適合している10リットル以下のプラスチック製容器、又は60リットル以下の金属製容器とされています。さらに乗用車等で運搬する場合には、22リットル以下の金属製容器に限定されています。

プラスチック製容器は火災危険が高く、適合する容器は流通しておりません。



ガソリン専用容器



ポリエチレン製容器(灯油かん等)

2 安全な運搬方法

- (1) 容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- (2) 容器の収納口を確実に密栓してください。
- (3) 容器の外部には危険物の品名(ガソリン)、数量(〇リットル)、注意事項(火気厳禁等)を表示してください。

3 ガソリンの容器詰替え

- (1) 従業員が詰替える場合は1日当り指定数量未満に限り可能です。
- (2) セルフスタンドでは、顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることは認められません。
- (3) セルフスタンドの従業員は、制御卓(監視カメラ、給油開閉装置、緊急停止装置、放送機器)により顧客自らによる給油作業等を監視し、顧客に対し必要な指示を行なうこととされています。

問い合わせ先

臨港消防署危険物係
299-0119

川崎消防署危険物査察係
223-0119

幸消防署危険物査察係
511-0119

最寄の消防署にお問い合わせ
ください

神奈川県からののお知らせ

法人設立／設置届出書などの電子申請を開始します

法人県民税・事業税及び地方法人特別税に係る各種届出書・申請書については、用紙に記載し県税事務所へご提出いただいておりますが、8月27日（月）からeLTAXを利用した電子申請の受付を開始します。是非、ご利用ください。

なお、届出書・申請書用紙による受付も引き続き行います。

利用可能な届出書等

- 法人設立／設置届出書
- 異動届
- 法人税に係る確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分等の届出書
- 申告書の提出期限の延長の承認申請書（二）
- ※電子化されていない添付書類は、郵送等によりご提出ください。

電子申請の受付開始日

平成24年8月27日（月）午前8時30分から

問い合わせ先

所管の県税事務所にお問い合わせください。

※県税ホームページにも情報を掲載していますので、ご覧ください。



租税教室・ イリュージョンマジックショー!

日時：7月24日(火) 午後1時30分より
会場：川崎市産業振興会館
定員：先着450名

内 容

第1部 午後1時30分～2時15分
租税教室「マリンとヤマト不思議な日曜日」

第2部 午後2時30分～3時10分
渋谷慶太イリュージョンマジックショー

※子ども対象のため大人のみの入場はできません。

入場
無料

お問い合わせ

川崎南法人会 TEL 233-4852

<http://www.km-hojinkai.or.jp>

詳しくはホームページをご覧ください。

社員研修講座

日 時：平成24年4月19日(木)
会 場：川崎建設会館
研修会：「新入社員研修」
講 師：(株)SUGIコーポレーション
代表取締役 杉本 直鴻

川崎南法人会ではスキルアップ研修と題しまして年に3回、社員研修講座を開催しています。24年度第1回目の講座はビジネスマナーの基本を中心とした「新入社員研修」を開催しました。



新設法人説明会

日 時：平成24年5月17日(木)
会 場：川崎南税務署5階 会議室
講 師：川崎南税務署 担当官

新しく法人を設立された方に法人税や源泉所得税などについて詳しく説明しています。



源泉部会研修会

日 時：平成24年5月18日(金)
会 場：川崎南税務署5階 会議室
研修会：「給与所得の源泉徴収事務」
講 師：川崎南税務署 法人課税第2部門
大野 勇実 上席国税調査官

源泉部会では源泉徴収に関する税務研修会を年間を通じて9回行っています。身近な実例を交えながら分かりやすく説明しています。



初級簿記講習会

日 時：平成24年5月24日(木)～10日間
会 場：コミュニティーハウスさくら
講 師：東京地方税理士会 川崎南支部
三浦 誠 先生

24年度第1回の初級簿記講習会が開催されました。初めて簿記を学ぶ方や簿記の基礎を身につけたい方など、熱心に受講されました。



救急救命講習会

日 時：平成24年6月5日(火)
会 場：川崎消防署 講堂
講 師：川崎消防署
鳴海 正昭 救急係長

3時間の普通救命講習では心停止の予防から救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を初めて受講される方でも分かりやすく、講義と実技で学びました。



決算法人説明会

日 時：平成24年6月7日(木)
会 場：川崎南税務署5階 会議室
講 師：東京地方税理士会 担当税理士
川崎南税務署 担当官

決算にあたっての留意点や改正税法、消費税や印紙税などについて詳しく説明しています。



新入会員のご紹介

(平成24年4月1日～平成24年5月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	サン・リノ	小野寺 保	本町1-7-4 平川ビル10A	美容、関連事業	㈱川崎保険センター
中央	㈱アンプラファイナショナルサービス	守屋 正 秀	本町1-8-3 東急ドエルアルス川崎404	保 険 業	㈲ ウ イ ッ ト
南	㈱スワインファームジャパン	中山 誠 一	大川町10-9	養 豚 業	大同生命保険㈱
南	㈱ Y A M A D A	山 田 鐘 博	白石町1-3	コンビニエンスストア	㈱ 一 心 屋
南	㈱オールアクセス	松 木 岳 人	浅田2-2-14-301 ライオンズプラザ川崎第2	講内下請業務・人材派遣業	㈲ 博 文 堂
南	㈱ プ ラ ス パ	柏 直 樹	大島1-7-5	サイン・グラフィック設計、製作、施工	大同生命保険㈱
東	池田建設㈱	池田 千 年	殿町1-18-11	建 設 業	大同生命保険㈱
東	公益財団法人 実験動物中央研究所	野村 達 次	殿町3-25-12	学 術 研 究 法 人	事 務 局
東	ジニーハウス㈱	高 梨 圭 子	大師本町6-12	不動産の管理、賃貸及び仲介	アメリカンファミリー
東	㈲コーズブランシエ	水谷 達 郎	旭町2-17-7	小売及び健康サービス	事 務 局
東	社会福祉法人 川崎大師福祉会	寺 尾 巖	殿町1-11-10	社 会 福 祉 事 業	㈲ 寺 尾 興 産
幸	㈱保育所ひまわり	小 倉 世津子	小倉1-14-9	保 育	㈱ソフィアネット
幸	㈱エスチーム	杉 浦 英 之	小倉3-24-3	建 設 作 業 者	A I U 保 険 会 社
幸	㈱ 渋谷 電 気	渋谷 正 人	南幸町2-29	電気、電気通信、消防工事	大同生命保険㈱
幸	英 木 材 ㈲	五十嵐 きみ子	南加瀬4-10-3	木材建築資材の販売	大同生命保険㈱
幸	㈱ 福 興	福 岡 昭 八	鹿島田83	建 設 業	北 信 興 業 ㈱

川崎南法人会 主要行事予定

7月

7月2日(月) 13:30～ 決算法人説明会
 7月3日(火) 16:30～ 第2回 広報委員会
 7月3日(火) 18:00～ 実務経理セミナー(10日間)
 7月12日(木) 13:30～ 女性部役員会
 7月18日(水) 13:30～ 社員研修講座
 (キャッシュフローとバランスシートの勘所)
 7月24日(火) 13:30～ 租税教室・マジックショー
 7月25日(水) 13:30～ 新設法人説明会
 7月28日(土) 県連主催 ヤビツ下草刈

川崎南税務署
 アルパトロス
 コミュニティーハウスさくら
 川崎信用金庫 本店
 川崎建設会館
 川崎市産業振興会館
 川崎南税務署
 秦野市ヤビツ峠

8月

8月8日(水) 13:30～ 決算法人説明会
 8月22日(水) 14:30～ 源泉部役員会
 8月22日(水) 15:30～ 源泉部研修会・講演会
 8月28日(木) 14:30～ 健康セミナー

川崎南税務署
 サンピアンかわさき
 サンピアンかわさき
 ミューザ川崎 市民交流室

9月

9月4日(火) 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート
 9月6日(木) 9:30～ 生活習慣病健康診断(2日間)
 9月6日(木) 11:00～ 第3回 広報委員会
 9月11日(火) 13:30～ 決算法人説明会
 9月12日(水) 14:00～ 源泉部研修会
 9月12日(水) 13:30～ 社員研修講座
 (今、求められる『営業力』とは!?)
 9月14日(金) 第2回 理事会
 9月14日(金) 会員増強決起大会
 9月21日(金) 13:30～ 新設法人説明会

川崎市教育文化会館
 川崎市産業振興会館
 川崎信用金庫 本店
 川崎南税務署
 川崎南税務署
 川崎建設会館
 サンピアンかわさき
 サンピアンかわさき
 川崎南税務署

● 税務無料相談 ●

相 談 日

毎週火曜日 午後1時～3時
 7月の相談日／3日(火)、10日(火)、17日(火)、24日(火)、31日(火)
 8月の相談日／28日(火)

相談については、事前に事務局までご連絡ください。

場 所

社団法人 川崎南法人会事務局 ☎044-233-4852
 川崎区宮前町8-15 パールビル3F (宮前町バス停前)

● 法律無料相談 ●

相 談 日

ご希望の日程、時間をお知らせください
 お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所
 横浜市中区住吉町1-2 (スカーフ会館3F)
 相談については事前に事務局までご連絡ください。
 (☎ 044-233-4852)

生活習慣病健診のお知らせ

平成24年 法人会秋の生活習慣病健診の日程が決まりました。

健診日：平成24年 9月6日(木)・7日(金)2日間 (受付時間9:30～11:00)

場 所：川崎市産業振興会館 幸区堀川町66-20

★詳細は後日、黄色のハガキにて会員様に郵送してご案内いたします。

★まだ法人会の生活習慣病健診をお受けになられていない方はこの機会に是非どうぞ。